

日本老年看護学会編集委員会 編集方針

1. 編集の基本方針

本学会誌は、多くの論文を掲載することで、老年看護学の知見を蓄積するとともに、社会に向けて公開・発信する責務をもっています。そのため本編集委員会は、**高齢者ケアの質の向上につながる挑戦的な論文**を積極的に掲載していきます。

査読においては、「**老年看護学的意義**」に加え、以下の2点を重視します。

- 新規性の積極的評価を**：新たな着想によるテーマや研究計画、これまで注目される機会がなかった対象やフィールドへの挑戦など、論文の新規性を高く評価します。
- 有用性の積極的評価を**：方法や結果が今後の研究や実践の参考になる、蓄積する価値のあるデータを提示しているなど、論文の有用性を高く評価します。

2. 審査の基準

著者が選択した原稿の種類で査読します。原則として、査読プロセス途中で原稿の種類の変更を求めるとはいたしません。

- 総説**：老年看護に関する重要なテーマについて、国内外の主要な文献を用いて、明確な論点のもとに学術的状況を解説し、今後の老年看護学研究、実践、政策等に有用な示唆を与える論文かどうか、という観点を審査基準とします。**テーマの重要性と十分な考察**を求めます。
- 原著**：新規性のあるテーマが設定され、適切な方法論に基づいて遂行された独創的で有用性のある研究の過程とその成果が、明確かつ論理的に展開されている論文かどうか、という観点を審査基準とします。**適切な方法論と独創性**を求めます。
- 資料**：今後の研究や実践の参考になる論文であり、研究過程が明瞭かつ論理的に展開されている論文かどうか、という観点を審査基準とします。今後の**発展性**、あるいは当該課題における**萌芽性**を求めます。
- 実践報告**：看護実践、看護管理実践、教育実践などの実践方法の開発や成果について、論理的に記述されている論文かどうか、という観点を審査基準とします。**実践内容の具体的な記述**を求めます。成功した実践であるかどうかは問いません。
- 事例報告**：単一または複数の事例の経過について、看護実践内容と今後の発展に向けた考察について、論理的に記述されている論文かどうか、という観点を審査基準とします。**事例の具体的な記述**を求めます。
- その他の原稿**：論旨が明確で、今後の研究や実践の参考になる、あるいは本学会の貴重な資料となる論文かどうか、という観点から審査します。
- 評価項目**：○の項目は満たすべき必須の評価項目、◎の項目は中でも強く求める基準を示しています。**空欄の項目も評価の対象としますが、○や◎の項目をクリアしていれば、その点を重視して審査します。**

	総説	原著	資料	実践報告	事例報告・その他
老年看護学の進歩発展、実践の質向上への寄与	◎	◎	○	○	○
新規性	○	◎	○	○	
有用性	○	◎	○	◎	○
独創性		◎			
発展性	○		◎*	◎*	
萌芽性					
論理性	◎	◎	○	○	○

※発展性、萌芽性の両方、もしくはいずれか一方

- 「掲載不可」について：新たな調査や実験を追加しなければ完成した論文にならないと判断された原稿，2回の査読では掲載に至ることが困難と判断された原稿，倫理的に問題のあると判断された原稿は「掲載不可」となります。

3. 査読のプロセス

- 投稿された原稿には，編集委員会から1名の担当編集委員が割り当てられ，担当編集委員が査読者2名を推薦します。
- 推薦された査読者は編集委員会において決定します。査読者は論文を査読し，指定の書式を用いて**査読結果**を作成し，編集委員会に提出します。
- 担当編集委員は，査読者による査読結果を総合し，委員の意見も加味した**判定結果**を指定の書式を用いて作成し，編集委員会に提出します。
- 査読者の査読結果，担当編集委員の判定結果を編集委員会にて審議し，**総合判定（採否）**を決定します。そのため，総合判定は査読結果と異なる場合もあります。
- 査読は2回まで行います。**初回査読の判定**は，「1. このままで掲載可」「2. 手直しすれば掲載可」「3. 大幅な修正が必要」「4. 掲載不可」です。査読者間の判定が大きく異なる場合は，3人目の査読者の要不要について編集委員会で審議します。
- 「2. 手直しすれば掲載可」「3. 大幅な修正が必要」の判定には，原稿の再提出を求め，再査読を行います。
- 再査読の判定**は，「掲載可」「掲載不可」です。「掲載可」には「そのまま掲載可」と「修正のうえ掲載可」があります。また，「掲載不可」には「再投稿を推奨する」場合があります。時間をかけて修正することで採択される可能性のある論文に対し，積極的に再投稿を推奨します。

4. その他

- 著者が編集委員会に申し出ることにより，原稿の修正期間を最長で1か月，延長することができます。ただし，修正期間の延長を含んで採用に至った論文の掲載は，次号以降になります。